

平成 31 年 3 月 5 日
水 産 庁

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(くろまぐろ) の一部改正(第5管理期間)について

1 概要

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「資源管理法」という。)第3条第7項に基づき策定した基本計画について、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)で決定された保存管理措置に伴う改正等を行うものとする。

2 主な改正点

(1) WCPFC で決定された保存管理措置(繰越し)に伴う改正

昨年 12 月に開催された WCPFC 年次会合において、その年の漁獲枠の未利用分(当該年漁獲枠の 5% まで)は、翌年に繰越可能という保存管理措置が決定された。

このため、我が国全体で繰り越した数量のうち、国内のルールとして、指定漁業の種類別、都道府県別の配分量の 5% を上限に繰り越すことができるようにし、残る数量を国の留保とする。

(2) 留保に関する手続きの改正

資源評価に用いるデータの収集への配慮のための追加配分や、融通等の新たな管理措置を行うにあたり必要な場合に、速やかに留保を活用することができるようにする。

(3) その他

公表等により数量の変更手続きを行う場合の水産政策審議会への報告手続きを明記する。また、表現を修正する等文言を修正する。